

次世代育成支援対策推進法等に関連する学園制度

令和4年4月1日
学校法人宮崎学園

宮崎学園に勤務する教職員が母性健康管理及び母性保護、仕事と家庭の両立支援に関して利用できる制度は、下表の通りです。制度を利用する教職員の就業環境を害する言動（嫌がらせ等）は禁止されています。

※表中の特別有給休暇は、非常勤教職員については適用外又は無給となる項目があります。

	学園の制度	根拠規程及び手続き
産前に関する事項	①産前は出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から産前産後休暇(特別有給休暇)が取得できます。	手続:産前産後休暇届(様式・診断書)を提出する。 就業規則第18条・労基法第65条
	②妊娠中の保健指導又は健康診査を受けるための妊娠休暇(特別有給休暇)が下記の通り取得できます。 妊娠23週までは4週間に1回 妊娠24週から35週までは2週間に1回 妊娠36週から出産までは1週間に1回	手続:事前に所属長に届出、承認を得る。 就業規則第18条・機会均等法第12条
	③妊娠中の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときは、勤務の始め又は終わりに1日1時間を超えない範囲で妊娠休暇(特別有給休暇)が取得できます。	手続:事前に所属長に届出、承認を得る。 就業規則第18条・機会均等法第13条
	④妊娠中の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合、適宜休憩し又は補食するに必要な時間を妊娠休暇(特別有給休暇)として所得できます。	手続:事前に所属長に届出、承認を得る。 就業規則第18条・機会均等法第13条
	⑤妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合、14日を超えない範囲でその都度必要な期間を妊娠休暇(特別有給休暇)として取得できます。	手続:事前に所属長に届出、承認を得る。 就業規則第18条
	⑥妊娠中の教職員が請求した場合は、母体又は胎児の健康保持のため業務を軽減し、又は他の軽易な業務に転換する措置がとられます。	手続:所属長に申し出る。 就業規則第43条・労基法第65条
	⑦妊娠中の教職員には、重量物を取り扱う業務その他妊娠、出産に有害な業務には就けないよう措置されます。	手続:なし 就業規則第43条・労基法第64条
	⑧妊娠中の教職員が請求した場合は、深夜(午後10時～午前5時)又は所定勤務時間外の勤務をさせない措置がとられます。	手続:所属長に申し出る。 就業規則第43条・労基法第66条
産後に関する事項	①産後は出産日から8週間後まで産前産後休暇(特別有給休暇)が取得できます。	手続:産前産後休暇変更届(様式)を提出する。 就業規則第18条・労基法第65条
	②出産後1年以内の教職員が保健指導又は健康診査を受けるための妊娠休暇(特別有給休暇)を1回、必要な時間取得できます。	手続:事前に所属長に届出、承認を得る。 就業規則第18条・機会均等法第12条
	③出産後1年以内の教職員には、重量物を取り扱う業務その他哺育等に有害な業務には就けないよう措置されます。	手続:なし 就業規則第43条・労基法第64条
	④配偶者が出産した場合、3日を超えない範囲で配偶者出産休暇(特別有給休暇)が取得できます。	手続:事前に所属長に届出、承認を得る。 就業規則第18条
	⑤教職員に孫が誕生した場合、出生の日から14日以内において3日を超えない範囲で孫の誕生休暇(特別有給休暇)が取得できます。	手続:事前に所属長に届出、承認を得る。 就業規則第18条

	学園の制度	根拠規程及び手続き
育 児 に 関 す る 事 項	①生後1年に達しない乳児を育てる女性教職員は、1日2回各30分の育児時間休暇(特別有給休暇)を取得できます。	手続:事前に所属長に届出、承認を得る。 就業規則第18条・労基法第67条
	②1歳に満たない子を養育する教職員は、育児休業をすることができます。 育児休業中は無給ですが、雇用保険から育児休業給付(休業前給与の67%、6か月経過後は50%)が受けられます。 育児休業中は、私学共済の掛金が免除されます。 育児休業が終了したときは、育児休業前の職及び職務に従事することが規定されています。 育児休業の期間は、2分の1を勤務したとみなされます。	手続:育児休業申出書(様式1)を提出する。 就業規則第33条・育休規程第3条・育児休業法
	③出生時から8週間内に、4週間以内の出生時育児休業を2回まで分割して取得することができます。 出生時育児休業の期間は、2分の1を勤務したとみなされます。	手続:出生時育児休業申出書(様式5)を提出する。 育休規程第6条・育児休業法
	④配偶者の産前産後8週間は、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子について、5日を超えない範囲で子の養育のための休暇(特別有給休暇)を取得できます。	手続:事前に所属長に届出、承認を得る。 就業規則第18条
	⑤3歳未満の子を養育する教職員は、勤務時間の短縮措置(部分休業:無給)を受けることができます。	手続:育児部分休業申出書(様式6)を提出する。 育休規程第10条・育児休業法
	⑥3歳未満の子を養育する教職員は、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、時間外勤務をしないことができます。	手続:育児のための時間外勤務免除申出書(様式8)を提出する。 育休規程第11条・育児休業法
	⑦小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子含む)を養育する教職員が、その子の看護(傷病、予防接種、健康診断受診)のために勤務しないことが相当であると認められる場合、5日(2人以上は10日)を超えない範囲で子の看護のための休暇(特別有給休暇)を取得できます。	手続:事前に所属長に届出、承認を得る。 就業規則第18条・育児休業法
	⑧小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員は、申出ることによって一定の時間を超える時間外勤務をしないことができます。	手続:育児のための時間外勤務制限申出書(様式9)を提出する。 育休規程第11条・育児休業法
	⑨小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員は、申出ることによって深夜(午後10時～午前5時)の勤務をしないことができます。	手続:育児のための深夜勤務制限申出書(様式10)を提出する。 育休規程第12条・育児休業法
	⑩小学校就学前の孫がいる教職員が、その子の看護(傷病、予防接種、健康診断受診)のための勤務しないことが相当と認められる場合、1年に2日を超えない範囲で孫の看護のための休暇(特別有給休暇)を取得できます。	手続:事前に所属長に届出、承認を得る。 就業規則第18条
	妊娠中や産前・育休復帰後の女性教職員のための相談員が委嘱されています。	本部・大学・短大・中高校

☆詳細については下記の根拠規程を確認してください。

「就業規則」＝学園就業規則(準則) 「育休規程」＝学園育児休業の施行に関する規程
「労基法」＝労働基準法 「機会均等法」＝男女雇用機会均等法
「育児休業法」＝育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律